

よりだ会議

No.192(R7.11.5発行)

令和7年 第3回浦臼町議会定例会 一般質問

第3回定例会は9月3日に開催し、議員4名から一般質問がありましたので、内容を要約し報告します。



柴田議員

町民まちづくり活動応援補助金事業について

Q 質問

この事業は、町民の自主的な地域コミュニティの推進やまちづくり活動への助成により、地域や町の活性化を目指すものである。

- ① 今までの助成内容は。
- ② 審査会の時期を2月から3月にする事で、活動期間を4月からの1年間にできるのでは。

③ 審査会は町づくり委員会に委嘱しているが、副町長を代表とする関係課長数人に任せるべきでは。

また、町づくり委員が採点し優劣を付けるやり方は、まちづくりに取り組むようにする意欲に水を指すように思う。町づくり委員会は町に対しての様々な提言や進

言などを活動基本とするべきではないか。

- ④ 補助率を100%としては。

⑤ 申請書類を簡素化し、取り組みやすいものにしては。

A 町長答弁

- ① 平成29年度から昨年度までに8団体、14事業を採択している。

② 募集時期や審査会開催時期の見直し、債務負担行為の承認等により対応は可能と考えている。次年度からの課題解決に向けて検討していく。

③ 職員が審査を行うと行政的な視点に偏る恐れがあるため、町づくり委員が審査を行うことで町民の視点から平等性や公平性を確保できると考える。

採点方式は審査結果を客観的に判断するため評価を数値化するためであり、当該団体にのみ点数を公表している。予算の範囲内で執行する必要があるため、客観性を担保できるこの採点方式が必要と考える。

福祉の町づくり委員会は設置規則に定めるとおり、町長の諮問事項等の調査研究を行い、その結果に基づき町長に意見を述べるものとされており、現に諮問機関に位置づけられている。

- ④ 補助率を引き上げることのできるハードルは下がるが、事業効果や持続性、費用の根拠等の検討が不十分な状態での申請増加も懸念される。現行補助率を維持しつつ、地域の活動団体が主体性を持って自発的に企画提案するまちづくり事業を支援していく。なお、補助率の算定方法については改善を検討する。

⑤ 提出書類は補助申請において一般的なものであり、必要最低限のものと考えている。団体から相談があれば担当係からの助言や参考資料提示等の作成支援で対応していく。

Q 再質問

今回、桜ヶ丘公園に桜を植えるなど、本来町がやるべき事業を自費で行って

る団体もある。そういった発想の時点で点数的には100点であり、町民が町のために行った事業に対しては100%補助するべきだと考えるが。

A町長再答弁

補助率を100%にしなかった理由として、自費を使ってもこの事業をやりたいという強い意思表示の部分をお案し、8割までの補助として10年前にこの事業が始まった経過がある。その考えは今でも変わっていないが、事業自体の改善・見直しについては今後とも進めていく。



中山議員

クマ出没に対するドローンの活用

Q質問

本町におけるクマの駆除は、15年ほど前から箱わなで3頭、発砲での駆除は1頭。数年前に晩生内に出没したクマは早朝から夜まで、民家に近い場所での活動も確認されるなど、事故が起きなかったことは幸いだったが、駆除には至らなかった。2年前には発砲による駆除が行われたが、猟友会の追跡による駆除となり、非常に危険な対応だったと考える。

A町長答弁

現在、クマの出没に対応するための赤外線付きドローンがあり、町民の安全・安心のためにもドローンの導入が必要では。

赤外線カメラ搭載のドロー

ーンの活用は、ヒグマへの近接リスクを事前に察知・回避する行動を促すことができ、結果として遭遇件数の減少と迅速な現場対応の両立が期待できる。

しかし、実際には枝葉の密集度や障害物の状況により熱感知ができない場面も多く、導入と運用にかかる費用を考慮すると費用対効果は高くないと考えている。現段階で直ちに導入する

考えはないが、ヒグマ捕獲に従事される方の安全確保のため一定の有効性を理解するものであり、自然災害時の救助や状況確認などの多目的利用も含めた効果の検証、機器の選定を進め、将来的な導入もしくは専門事業者への業務委託を検討していく。

Q再質問

ドローンは1機当たり100万円前後で導入ができるという資料もある。また、安心・安全、命を守ることにに対しては費用対効果を求めているのではないと考える。

また、クマ出没時は猟友会と連携を取って対応しているが、今までに駆除に対する訓練などは行われていない。今後は猟友会と駆除に向けた訓練や、初動のマニユアルなどを作っていく必要があるのではないかと考える。

A町長再答弁

クマ単独でのドローン購入は難しいが、災害時なども含め必要性を十分感じられるものであれば、今後検討していく。

A産業課長答弁

緊急銃猟ではマニユアルの作成も義務付けられているので、訓練についても考えていく。

坂本龍馬生誕200年事業に向けて

Q質問

2035年に坂本龍馬生誕200年を迎えるが、今後10年の間に十分な計画を立て、内容の濃いイベントを行ってはどうか。

A町長答弁

10年先に向けての取り組みであり現時点で確約できるものではないが、イベントの開催に向け本町の歴史文化アドバイザーを務める前田由紀枝氏からアドバイスをいただくとともに、北海道龍馬会や郷土史料館を所管する教育委員会とも連携し、坂本龍馬と本町の関係にふさわしい形のイベントとして検討をしていく。



静山議員

スマート農業

Q質問

農業人口が減り、1戸当たりの農業者の経営面積が拡大していく中、農業の効率を高めるための手段の一つとしてスマート農業の普及展開が必要とされている。国が重要視している農業

転換期における「スマート農業技術活用促進法」や、スマート農業には欠かせないGPS機能を踏まえ、RTK基地局の設置など、本町の基幹産業、農業について町長の考えは。

※RTK：GPS衛星からの電波を直接及び基地局経由の2系統から受信することで、より高精度な位置情報をリアルタイムで得られる技術。

A町長答弁

経営形態や条件により耕作可能面積に差はあるが、農業者自身の高齢化や後継者問題、雇用環境の悪化も重なり、これ以上の規模拡大は難しいと判断されている方が多いと考えている。

その対応策として農作業の合理化・省力化が不可欠であり、今回の法施行によりスマート農業が一層促進され支援策が充実されることは、本町のこれまでの取り組みとも合致し、後押しとなることを期待するものである。本町では、令和3

年度に自動操舵補助システムやGPS機能付きの田植え機、ドローンなどの機器導入に利用できる補助事業「農業活性化支援事業」を制度化し積極的に活用されているので、今後もスマート農業技術を推進し基幹産業である農業を守るため、課題解決に向けて取り組みを進めていく。

RTK基地局の設置については、ガイダンスシステムやロボットトラクターなどのスマート農業機器においてGPSやその誤差を補正するRTKを利用することにより、ほ場の正確な位置を測定し精密な農作業や自動運転を可能としている。

現在はホクレン設置の基地局を利用して、町内の大半はカバーされていると認識しているが、一部地域においては安定しない、あるいは受信できないなどの状況にあることを確認している。各受信方式により初期投資や運用面で大きな差があるため、将来的に必

要と判断した際には単に不感地区の完全解消を目指すのではなく、コスト面や求められる精度などを総合的に判断し、現実的な方式を検討していく。

通学路の安全性

Q質問

子どもたちが安心して学校に通える環境を整えることは町の義務だと思っている。通学路の安全点検の実施、学校関係者との協議、通学路における防犯カメラ設置の現状と今後について伺う。

A教育長答弁

通学路の安全点検については、平成30年9月に設置した浦臼町登下校安全安心連絡会で策定された「浦臼町登下校安全安心プログラム」を基本とし、令和3年9月に合同点検を行い、危険箇所及びその対応について取りまとめ報告をしていて、必要に応じ適宜点検等を行なうこととしている。

学校との協議は、毎月定例で行っている校長会議及び教頭会議において登下校時の安全確保やルール確認の徹底をお願いしている。

防犯カメラについては主要な公共施設10箇所に設置しているが、通学路は一部しかカバーできていないのが現状である。防犯カメラは通学路の安全性向上の有効手段であると考えているが、設置に当たっては町担当課と協議の上、進めていく必要があると考えている。

農地の価格

Q質問

農産物を取り巻く物価が高騰している。農地の売買価格や賃借料の決定について、農業委員会の考え方は。

A農業委員会会長答弁

10a当たりの単価は、売買では中田（ちゅうでん）平均は約26万円、中畑（ちゅうばた）平均は約3万円前後で推移していて、価格には大きな変動は見られない。

い。また、賃貸料も同様で、中田平均が約1万円、中畑平均が約3千円で安定している。

農地の売買については、後継者不足や相続、資産運用といった要因で売買が活性化する一方、農業の生産性や持続可能性を支える適正な流通が確保される必要がある。地価の高騰が続くと新規就農者の参入障壁となり、地域の生産基盤が脆弱化する恐れがあるので、今後の農業情勢を注視し、適正な市場流通が促進されるよう努めていく。





砂場議員

クマ被害、町の対応

Q 質問

近年、クマの出没が頻発し、住民の生命・財産に対する脅威が高まっている。クマの問題は直接的な被害の農作物被害や人的被害があり、行政による迅速な対応が求められる。

一方で、クマの駆除に対して全国から苦情電話が寄せられ、職員の業務に支障を来た事例もある。浦臼町でも足跡が発見され、いくつかクマの被害が起きてもおかしい。

今後、重大な被害があった場合に報道があれば、町に予先が向けられないとは考えにくい。クマの対応と同時に、苦情の対応も考えなければ職員の職務にも影響が及ぶ。

9月1日からは改正鳥獣保護管理法が施行され、住民の安全が確保できるなどの条件を満たしていれば、自治体がハンターに対して市街地での発砲、いわゆる「緊急銃猟」を委託して実施させることができる。

クマ出没の際、その周知や対策、駆除において、最終的な発砲許可も含めどのような流れで行うのか。また、クマの駆除に関してカスハラと捉えられる苦情があった場合、毅然とした対応を許可するか。

A 町長答弁

緊急銃猟は、市町村長がクマ等の危険鳥獣が人の生命・身体に対する危害を防止する処置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達する恐れがない場合は、銃猟を捕獲者に委託して実施させることができる。

現場の意思決定は、責任者を置き、警察・猟友会・

振興局・町職員が連携する。現場の状況は無線等で即時共有され、区域の安全確保・避難誘導・周辺住民への通知などの初動対応を並行して進める。発砲の判断は単独の責任者だけではなく、現場関係機関の同意を得る、現場の安全が最大限確保されている場合に射撃を行う。

緊急銃猟の権限は町長にあり、緊急銃猟の実施に伴う損失については町が補償する。

苦情への対応は、町民の生命への危険や財産への被害が生ずる恐れがある個体を「問題個体」と判断の上で駆除するものであり、やむを得ず必要な措置であったことを説明し、理解をいただく。

カスハラへの対応は、カスハラ行為が確認された場合、組織として毅然と対応することを定めている「北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針」を参考に、本町の実情に合ったカスハラ全般にわたる対策を定めることになる。

Q 再質問

緊急銃猟には補償という問題が出てくる。

いざ危険が迫って町長に判断が委ねられたとき、発砲の許可を出す意思はあるのか。

苦情には職員の毅然とした対応を望むが、上回る苦情が寄せられると職員の判断も難しい。町長が職員向けに、毅然とした対応を取っていいとの意向を示すことが大事ではないか。

A 町長再答弁

発砲許可は最終手段で、生命・財産に関わる事態に発展する場合は発砲を許可する。

電話を切っても、結局またかかってくる。今の段階ですぐ切るようには言えない。相手に了解してもらえないよう対応をするが、限度を超えた場合は個別に判断する。

A 産業課長答弁

発砲の許可は町長がするが、実際は現場の担当者が

判断し発砲の許可を出す。緊急銃猟は町の判断なので、補償は町が一切を補償する。そのために保険加入も進められている。

議会を傍聴してみませんか？

□町議会の定例会は年4回（3、6、9、12月）開きます。詳細な日程については防災無線や新聞折込チラシ、町ホームページ等でお知らせしています。

□難しい手続は不要！傍聴人受付票に名前等を記入するだけで傍聴できます。また、役場1階・2階大型モニターでも議会の様子を配信しています。



審議された事件と結果

第3回浦臼町議会定例会〔9月3日開催〕

条例等の審議と結果

- ◆浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆北海道市町村総合事務組合規約の変更について 一可決一
- ◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 一可決一
- ◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について 一可決一
- ◆教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
任期満了により、次の者を任命することに同意しました。
・畑山 歩氏 ・米田 弘教氏
- ◆教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて
任期満了により、次の者を任命することに同意しました。
・河本 浩昭氏

財産の取得について

- ◆全身用X線CT装置購入 一式
 - ・契約の目的 浦臼町立診療所医療機器の更新
 - ・契約の方法 指名競争入札
 - ・契約の金額 2075万1500円（うち消費税額188万6500円）
 - ・契約の相手方 株式会社 竹山 代表取締役 土田 拓也
代理人 株式会社 竹山 空知支店 支店長 外崎 良彦

令和7年度予算の補正されたもの

会計名 (補正番号)	補正後の予算額 (補正額)	補正された主なもの
一般会計 (第4号)	44億7418万3000円 (548万円)	定額減税補足給付金事業 549万円 福祉バス運行業務委託料 75万4000円 中山間地域等直接支払交付金 200万円 緊急銃猟関連費用 100万円 道路補修工事 600万円 ラウネナイ川調査設計業務委託料 500万円 小規模災害復旧工事 250万円
特別会計 国民健康保険 (第2号)	1億2082万4000円 (828万4000円)	(歳入) 一般会計繰入金 △2043万1000円 財政調整基金積立金 828万4000円
後期高齢者医療 (第1号)	5985万4000円 (1125万4000円)	後期高齢者医療システム改修業務委託料 99万円 保険料等負担金 1026万4000円

報告事項

◆令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和6年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率及び下水道事業会計資金不足比率について報告されました。

普通会計財政健全化判断比率

健全化判断指標	令和6年度 (%)	早期健全化基準 (%)
①実質赤字比率	—	15.0
②連結実質赤字比率	—	20.0
③実質公債費比率	14.2	25.0
④将来負担比率	—	350.0

下水道事業会計資金不足比率

健全化判断指標	令和6年度 (%)	経営健全化基準 (%)
⑤資金不足比率	—	20.0

※「—」は実質収支、連結実質収支が黒字の場合に表示されます。

★健全化判断比率・資金不足比率について

「健全化判断比率」とは地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。また、「資金不足比率」は公立病院や下水道など、公営企業の資金不足の程度を示す指標で、これらは法律により、毎年度、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することが定められています。

また、4つの指標のうち1つでも「早期健全化基準」を超えた場合は要注意段階と見なされ、財政再建に取り組むための「早期健全化計画」を策定し国に報告しなければならないほか、地方債の発行に制限がかかる、国の許可が必要になるといったペナルティがあります。

★各指標について

- ①実質赤字比率 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ②連結実質赤字比率 地方公共団体のすべての会計を合算して赤字を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すものです。
- ③実質公債費比率 借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ④将来負担比率 地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示すものです。
- ⑤資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

請願書・意見書

[意見書]

原案のとおり採択し、関係各省庁に提出しました。

○国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

総務産業常任委員会報告

○高齢者福祉について〈調査日 7月28日〉

〈概 要〉

高齢者福祉に関する次の5項目について、また、社会福祉法人揺籃会 ゆうあいの郷が受託しているうらうすデイサービスセンターにおもむき、現状と課題について調査を行った。



①高齢者人口について

老年人口（65歳以上）は高齢化率、後期高齢化率ともに北海道や全国より高く、令和6年1月1日現在の高齢化率は45.9%、後期高齢化率は26.3%となっている。

②要支援、介護認定状況について

令和6年度末の介護保険認定者数は、第1号被保険者726人中149人、20.5%となっている。

③デイサービス、ショートステイ

令和6年は広域連合内他市町の利用者が増加したことで1日当たり7.9人となり、浦臼町民が7割、他市町が3割となった。なお、浦臼町民が希望した場合に利用ができるように事業所には依頼をしている。

④生活支援事業について

生活支援事業のメニューについては、配食、除雪、安否確認、緊急通報装置となっている。

⑤一般介護予防事業について

貯筋教室、リハビリ専門職の個別相談、生き生きの会、介護予防の日を実施している。

⑥うらうすデイサービスセンター視察

・介護職員の状況

介護職員は全く足りていないため、職員間でやりくりをして対応している。

令和6年10月にインドネシアから6人が来られ就労している。

・監視カメラ等の状況について

防犯カメラは6台を設置し、主に館内を撮影している。

見守りシステムは55室全室にカメラ及びベッドにセンサーが設置され、事務所にあるモニターでリアルタイムに入所者の状況を把握でき職員の負担軽減になっている。導入費用については補助金1966万円、自己資金1480万円で導入された。

・グループホームの今後について

グループホームは要支援2から要介護5まで受け入れができる。特養は要介護3以上という制約があり、要介護1・2の受け皿として良い施設であるが、職員が足りないため休止している。再開には11人の職員が必要となり、現在は再開の目途が立っていない。

〈考 察〉

- ・現在、緊急通報装置が使えるのは固定電話のみ。携帯電話しか通信手段がない世帯も増えているので、対応できるように検討されたい。
- ・ゆうあいの郷の労働力不足は大きな問題であるが、サービスの低下を招かぬよう適切に指導していただきたい。
- ・ゆうあいの郷の労働力確保について協力を求められた場合、町として適切に協議、支援が必要と考える。
- ・介護職員が不足している状況にあって見守りシステムは、入居者と職員の負担軽減にとって良い取り組みであると思われる。運用には入居者へのプライバシーの配慮と職員のモラル向上が必要と考える。

議会の流れ

◎議会運営委員会

8月26日 ・令和7年第3回定例会の運営について

◎全員協議会

- 9月3日 ・令和7年第3回定例会について
 ・補正予算について
 ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 ・月形浦臼線及び浦臼砂川線のダイヤ等の変更について

◎議会広報特別委員会

10月14日 ・議会だより第192号の編集

議会で参加した研修会

議会広報研修会（8月19日 札幌市）

- ・講演 議会の「見える化」&住民との「信頼築く」議会広報の基本と編集
- ・広報クリニック

講師 議会広報サポーター 芳野 政明氏



寄付行為について

議会議員は、選挙区内で金銭や品物を贈ることは
 特定の場合を除いて法律で禁止されています。

また、有権者が求めてもいけません。

ご理解とご協力をお願いいたします。



編集後記

物価高騰が続く中、収穫の秋を迎える時期となりました。米の価格は昨年を上回り、店頭では5kgで税込4千円台後半になっていきます。生産者として価格の上昇はうれしいことですが、この先需要減少や輸入拡大、または供給過剰による価格の暴落などの懸念は拭えません。生産者、消費者ともに納得できる価格形成が望まれるところです。

今年、地域おこし協力隊がそれぞれキッチンカーとカフェをオープンしました。浦臼の特産品を活かした商品企画や新たな浦臼の魅力を発信する場として大いに期待しています。当面は協力隊との二刀流だそうですが頑張っしてほしいです。微力ですが応援していきたいと思っています。（高田）

委員長	土屋 慎一
副委員長	高田 英利
委員	静川 広巳
委員	砂場 明